

## 支所ギャラリー活用に関する作品展示実施要項

### 1 趣旨

この要項は、木材利用の魅力をPRすることを目的として、来庁者の増加を図るため支所ギャラリーを活用した作品展示について必要な事項を定めます。

### 2 作品展示について

市では、市民の皆さんが創作した絵画や写真などの作品を展示して、日頃の文化活動の成果を発表する場として、また、市民の皆さんが鑑賞できる機会を提供する場として村松支所1階ギャラリーで作品展示を実施します。

支所ギャラリーは、絵画、書道等の平面作品を展示用パネルに掲示できる作品に限り展示します。

(1) 展示スペースは展示用パネル11枚を使用します

- ・パネル1枚寸法：長さ1.8m×高さ1.2m
- ・広さとしては、20号(72.7cm×72.7～50.0cm)の作品で概ね40点程度の展示が可能。

(2) 鑑賞可能な時間

平日8時30分～午後5時15分（支所庁舎が開いている日時）

※休日は鑑賞できません。

※ガラスを使用した額装は危険防止のため展示できません(アクリル板は可)。

### 3 作品展示の企画について

- ・市内文化施設及び学校等、広く市民の皆さんに支所ギャラリーでの作品展示企画を呼びかけます。上半期分(4月～9月)、下半期分(10月～3月)に分けて展示計画を決定します。
- ・応募者には適否の結果を通知します。

### 4 作品展示の申込方法について

支所ギャラリーでの作品展示を希望される方は、別に定める募集期間内に村松支所地域振興係へ次の書類を提出してください。

(1) 支所ギャラリー展示申込書（様式第1号）

(2) 作品一覧表（様式第1号の2）

※ 五泉市のホームページ (<http://www.city.gosen.lg.jp>) の「市からのお知らせ」の「支所ギャラリー展示作品募集」から、この要項及び申込書等を入手できます。

### 5 展示作品の条件

- ・市内に住所を持つ団体または個人が制作したもの。
- ・政治、宗教活動を目的としないこと。
- ・物品販売等の営利目的でないこと。
- ・公序良俗に反しないもの、社会通念上認められるもの。
- ・市長が適当と認めたもの。

## 6 申込者の条件

- ・暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- ・その他市長が特に不相当と認める者

以外の者。

## 7 展示料

無料。ただし、作品の搬出入及び展示作業に係る経費は展示者で負担願います。

## 8 展示について

- ・作品の搬出入及び展示作業は、展示者の責任において行ってください(地域振興係職員が立ち合います)。
- ・作品の搬入及び展示準備は、原則として作品展前日(ただし、土・日・祝日を除く)の午前9時から午後5時の間に行ってください。
- ・展示前の作品のお預かりはできません。
- ・事故防止のため、地域振興係職員が展示方法の説明を行いますので、指示に従って作業を進めてください。

## 9 展示期間中

- ・作品の汚損、盗難等についての責任は負いません。
- ・上記5又は6の条件に適合しないと判明した場合は、期間中でも展示をお断りします。

## 10 展示終了後

- ・作品の撤収は、原則として作品展最終日(ただし、土・日・祝日を除く)の午後1時から午後5時の間に行ってください。
- ・撤収後の作品のお預かりはできません。
- ・展示場の復元、整頓及び簡単な清掃を行ってください。